

電気供給業を行う法人の事業税について

収入金額(等)課税について



電気供給業を行う法人の法人事業税は、収入金額(等)課税となります。

電気供給業は、事業の実態として電気を供給している事業をいい、電気事業法に規定する電気事業者が行うものに限られません。

各事業年度の法人事業税は、送配電事業であれば収入金額のみを、発電・小売電気事業は資本金の額又は出資金の額に応じて、収入金額と併せて所得金額又は付加価値額や資本金等の額を課税標準として法人事業税額を算定し、申告していただきます。

ただし、施設建設中等で電気供給業を開始していない期間は、所得等課税(資本金 1 億円を超える場合は、外形標準課税の対象)となります。(地方税法第 72 条の 12、同法第 72 条の 24 の 2)

※ 収入金額(等)課税(事業)及び所得等課税(事業)については下記のとおりです。

- ① 所得等課税(事業):地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業(以下の②、③以外の事業、非課税事業を除く)
- ② 収入金額課税(事業):地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業(送配電事業、特定のガス供給業、保険業等)
- ③ 収入金額等課税(事業):地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業(小売電気事業等及び発電事業等)

課税標準となる収入金額の算定

$$\text{収入金額(課税標準額)} = (\text{① 収入すべき金額の総額} - \text{② 控除すべき金額})$$

① 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)となり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。

(地方税法の施行に関する取扱通知(県)3 章 4 の 9 の 2)

「主なもの」

- 各種電灯料収入
- 各種電力料収入(新エネルギー等電気相当量を含む。)
- 遅収加算料金
- せん用料金
- 電球引換料
- 配線貸付料
- 諸機器貸付料
- 受託運転収入
- 諸工料
- 諸設備貸付料
- 水力又はかんがい用水販売等の供給雑益に係る収入
- 事業税相当分の加算料金等

② 控除すべき金額

次に掲げる収入金額です。

(地方税法第 72 条の 24 の 2、同法本法附則第 9 条、同法施行令第 22 条、同法施行令附則第 6 条の 2)

「主なもの」

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 非 FIT 非化石証書購入費相当額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金
- 電気供給業を行う法人が託送供給に係る料金として他の電気供給業を行う法人に支払うべき金額に相当する収入金額
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料 等

【参考】 次の収入は控除できません。誤りが多いためご注意ください。

「消費税清算時に生じた差益」、「従業員等以外に対する不動産賃貸収入(電柱敷地料など)」

複数の事業を併せて行う場合

所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門の事業を実施する場合は下記により課税標準額、税額を算定します。(地方税法の施行に関する取扱通知(県)第3章4の9)

【原則】事業部門ごとに区分計算して、それぞれ課税標準額、税額を算定し、その税額の合算額になります。

【例外】従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式により課税標準額、税額を算定できます。

※「軽微なもの」とは、事業の実態に即して判断するものですが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額などの事業の経営規模の比較において同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合は、当該事業環境の変化に十分留意しつつ実態に即して厳に慎重に判断すべきものとされています。

※「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めることができます。

税額の計算

法人区分		税目	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
送配電事業		法人事業税(※1)	収入金額×1.0%	収入金額×1.0%
		特別法人事業税(※1)	収入割額×30%	収入割額×30%
発電事業及び小売電気事業	資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人(※2)	法人事業税(※1)	収入金額×1.0%	収入金額×0.75% 資本金等の額×0.15% 付加価値額×0.37%
		特別法人事業税(※1)	収入割額×30%	収入割額×40%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等	法人事業税(※1)	収入金額×1.0%	収入金額×0.75% 所得金額×1.85%
		特別法人事業税(※1)	収入割額×30%	収入割額×40%

※1 表中の金額及び割額は課税標準額です。 ※2 特定目的会社、投資法人、一般社団法人及び一般財団法人を除く。

Q & A

Q1 電気供給業とは？

A1 需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。(地方税法の施行に関する取扱通知(県)3章4の9の2)

Q2 中間(予定)申告は必要ですか？

A2 収入割を申告納付すべき法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税・特別法人事業税について、必ず中間申告を行う必要があります。(地方税法第72条の26第8項)

お問い合わせ

詳細は管轄の総合支庁へお問い合わせください。

村山総合支庁 課税課 課税第三担当	山形市鉄砲町 2-19-68	TEL 023-621-8124
最上総合支庁 税務課 課税担当	新庄市金沢字大道上 2034	TEL 0233-29-1228
置賜総合支庁 税務課 課税第二担当	米沢市金池 7-1-50	TEL 0238-26-6015
庄内総合支庁 税務課 課税第二担当	三川町大字横山字袖東 19-1	TEL 0235-66-5428